

令和6年4月23日

課名 島根県環境生活部廃棄物対策課

担当者 永島 ・ 阪口

電話 0852-22-6790・6173

### 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可の取消しを行いました。

#### 記

1. 被処分者 株式会社 新宮組（島根県出雲市多伎町口田儀373番地5）  
代表取締役 新宮 眞澄
2. 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し  
(許可番号：03200110332)
3. 処分の年月日 令和6年4月23日
4. 処分の理由 被処分者の役員は、法第14条第5項第2号ニに該当していたことが判明した。このことは、第14条の3の2第1項第2号の許可取消事由に該当するため。

#### 【参考】

##### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分件数（許可取消、停止）

年 度		～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
産業廃棄物処理業 (特管を含む)	許可取消	71	2	4	1	3	2	1
	事業停止	27						
産業廃棄物処理施設	許可取消	10						
	使用停止	4						
一般廃棄物処理施設	許可取消	2						
	使用停止	2						

※件数は許可件数で計上。また、今回の許可取消を含む件数。

※過去5年間の行政処分(取消し処分)は廃棄物対策課ホームページで公開しています。

[産業廃棄物処理業者等に対する行政処分情報]

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo\\_haikibutsu/gyousei\\_syobun.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/gyousei_syobun.html)